

## 第16節 情報公開・説明責任

### 【到達目標】

本学が提供するサービスを直接の利用者に周知するとともに、その活動実態を県民等に公開し説明責任を果たす観点から、下記の事項を主要な目標として定めている。

- ①大学の教育研究に関わる情報は、直接もしくはホームページを通じてすみやかに公表する。
- ②自己点検・評価報告書等各種出版物の作成・配布を行う。
- ③財務諸表など大学運営全般に関わる情報についてホームページですみやかに公表するとともに、大学の広報誌などを通じて、わかりやすい情報提供を行う。

(財政公開)

### 【現状の説明】

法人化に伴い、財務会計制度も従来の官庁会計（単式簿記）から複式簿記会計へと転換し、地方独立行政法人会計基準に準拠した財務諸表及び事業報告書、決算報告書を作成している。

財務諸表の構成は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に關する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書からなり、法人が保有する資産の状況、経営の状況、大学運営資金の調達源、役員及び職員の人件費、大学運営のために県民が負担する総コストなどについての情報を公開している。

財務諸表等は、監事や会計監査人の監査を経ており、法人の財政状況、運営状況等を適正に表示している旨の監査報告書も財務諸表と併せて公開している。

なお、財務諸表の作成は、地方独立行政法人法第34条に基づく法人の義務であり、作成した財務諸表は県知事へ提出するほか、公開するよう義務づけられている。

このことから、財務諸表等は事務局に備え付け、来訪者の閲覧に供しているほか、法人のホームページにおいて広く一般に公開しており、誰もが閲覧可能としている。

なお、本学の財務諸表では、会計基準で開示するよう定められた情報に加え、外部資金の獲得状況や、キャンパスごとの損益および資産の状況（セグメント情報）についても掲載している。

(情報公開請求への対応)

### 【現状の説明】

本学の情報の公開請求については、長崎県公立大学法人が長崎県情報公開条例第2条及び長崎県個人情報保護条例第2条第2項に定める実施機関と位置付けられているため、法人としては同条例に基づき対応を行っている。この情報公開制度の概要は以下のとおりである。

「開示請求者」から実施機関に対し、開示請求書により公文書の開示請求があった場合は、開示請求があった日から起算して原則15日以内に開示又は不開示の決定をしなければならない。ここでの「情報請求者」とは、長崎県（以下「県」という。）情報公開条例に基づき県内外の全ての人を対象となる。なお、個人情報、法人その他の団体に関する情報又は個人の当該事業に関

する情報、公にすることにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報など「不開示情報」にあたるものについては、開示を拒否することができる。また、本学では個人情報保護制度に基づき、実施機関として保有している個人情報について明らかにするため「個人情報取扱事務登録簿」を作成している。個人情報の開示請求の手続き（不服申し立てを含む）についても、上記と同様である。

法人化後の開示請求の実績については、平成18年度に1件請求があり、開示決定した。また、大学では積極的に大学運営に関わる情報を提供している。

具体的には、理事会や経営協議会、教育研究評議会の議事録について随時法人ホームページに掲載して情報公開に努めている。

（点検・評価結果の発信）

#### 【現状の説明】

自己点検・評価結果の発信については、統合前の長崎県立大学及び県立長崎シーボルト大学においては、大学基準協会の加盟判定審査等の受検のため、全学的な自己点検・評価を実施し、点検・評価報告書を作成した。この点検・評価報告書や加盟判定審査等の結果については、ホームページにも掲載し、広く社会に公表しているところであり、今回の自己点検・評価報告書についても学内外に広く公開することを念頭に置き、作成に取り組んでいる。また、教員評価の結果についても、その概要をホームページに掲載している。

地方独立行政法人法に基づく中期計画・年度計画の実施状況については、毎年度点検・評価を行うとともに、その結果を業務実績報告書として地方独立行政法人評価委員会（以下、「法人評価委員会」という。）へ提出し評価を受けている。この業務実績報告書および法人評価委員会の評価結果についてもホームページへ掲載し、大学の業務目標とその達成状況に加え外部（法人評価委員会）からの意見等を公開している。

#### 【点検・評価】

本学では財務諸表などをホームページで公開し、法人が保有する資産の状況や経営状況などを自由に閲覧出来るようにしている。しかしながら、現在提供している情報は専門性が高く、一読してわかりやすい資料とは言い難い面がある。そのため、提供している情報を見直し、情報の受け手にとってさらにわかりやすい情報公開に努める必要がある。＜到達目標①③＞

公立大学である本学において、自己点検・評価結果や法人評価委員会の評価結果を学内外へ発信することは説明責任を果たす観点から重要である。また、地域社会からの評価や意見を聴取し、本学の教育・研究の質の向上等に資するとともに、本学の特色を積極的にアピールすることにも繋がる。しかしながら、現在、ホームページに掲載している大学基準協会加盟判定にかかる自己点検・評価報告書は、その本文のみを公開し、根拠資料となる基礎データの公開までには至っていない。また、旧県立長崎シーボルト大学では、加盟判定審査結果及び認証評価結果のみの公表であった。このことから自己点検・評価報告書はもちろんであるが、基礎データについても、教

員の個別データ等個人情報の保護にも配慮しつつ、適切に公表することが望ましいと考える。

<到達目標②>

また、地方独立行政法人法に基づく業務実績報告書については、教育・研究の質の向上、業務運営の効率化などにかかる各事業年度の実施計画とその事業実績を記載しているが、昨年度までの法人評価委員会において、「わかりにくい表現や誤解を招く表現が一部含まれている。」との指摘もあり、県民にわかりやすい記載内容・方法を検討していくことが求められている。<到達目標③>

#### 【改善の方策】

財務諸表の公表にあたっては、単に情報を掲載するだけでなく図表やグラフを用いた解説を追加し、保護者や一般の方に対しよりわかりやすい情報公開を行う。<到達目標①>

自己点検・評価などの結果を学内外へ広く発信する際には、平易な表現と数値データを使い、社会一般にわかりやすい報告書を作成する。また、今回の自己点検・評価報告書は基礎データも加え、ホームページに公表するとともに、冊子体やCD-ROMなど多様な媒体を活用し、関係機関や他大学へ広く配布する。<到達目標②③>